

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護法による保護の実施

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、生活保護法による保護の実施における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

墨田区長

## 公表日

令和5年6月26日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	生活保護法による保護の実施
事務の概要	<p>生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認</p> <p>(1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等中間サーバー等における期間別符号の取得等</p>
システムの名称	<p>1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護業務台帳(生活保護業務DB)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>1 番号法 第19条第8号 別表第二 【情報照会】 26の項 【情報提供】 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【情報照会】 第19条 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3 番号法 第19条第8号 別表第二の30の項、90の項は主務省令が制定されていない。</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
部署	福祉保健部生活福祉課
所属長の役職名	生活福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	墨田区福祉保健部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03 5608-6085
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	墨田区福祉保健部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03 5608-6085

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月2日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	生活に困窮する外国人に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 生活保護法の準用による保護の決定及び実施 就労自立給付金の支給 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成28年6月10日	5.評価実施機関における担当部署 所属長	生活福祉課長 三浦 博司	生活福祉課長 倉松 邦多	事後	
平成29年6月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	未定	実施する	事前	
平成29年6月9日	法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二の26	事後	
平成29年6月9日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月9日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年5月28日	5.評価実施機関における担当部署 所属長	生活福祉課長 倉松 邦多	生活福祉課長	事後	
平成30年7月6日	法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	1 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	
平成30年9月14日	法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26	1 番号法第19条第7号 別表第二【情報照会】26の項【情報提供】9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会】第19条【情報提供】第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の3条	事後	
平成30年9月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要		「進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」	事後	
令和1年6月18日	リスク対応		項目追加	事後	様式変更のため
令和1年6月18日	法律上の根拠	1 番号法第19条第7号 別表第二【情報照会】26の項【情報提供】9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会】第19条【情報提供】第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の3条	1 番号法第19条第7号 別表第二【情報照会】26の項【情報提供】9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会】第19条【情報提供】第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、26の1、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条	事後	
令和1年12月13日	法律上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会】第19条【情報提供】第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、26の1、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会】第19条【情報提供】第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	- 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6241	墨田区福祉保健部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6085	事後	
令和1年12月13日	しきい値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月13日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和2年6月11日	しきい値判断項目 3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	しきい値判断結果	基礎項目評価書及び重点項目評価書の実施が義務付けられる	基礎項目評価書の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	法律上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【情報照会】 第19条 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 番号法 第19条第7号 別表第二の21の項、30の項、90の項は主務省令が制定されていない。	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【情報照会】 第19条 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 番号法 第19条第7号 別表第二の21の項、30の項、90の項は主務省令が制定されていない。	事後	
令和3年6月10日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和1年5月30日時点	令和3年3月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和4年6月16日	法律上の根拠	1 番号法 第19条第7号 別表第二 【情報照会】 26の項 【情報提供】 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【情報照会】 第19条 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 番号法 第19条第7号 別表第二の21の項、30の項、90の項は主務省令が制定されていない。	1 番号法 第19条第8号 別表第二 【情報照会】 26の項 【情報提供】 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【情報照会】 第19条 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3 番号法 第19条第8号 別表第二の30の項、90の項は主務省令が制定されていない。	事後	
令和4年6月16日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年5月20日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	生活に困窮する外国人に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。  保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。  保護の実施に関する事務 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護に要する費用の返還に関する事務 徴収金の徴収に関する事務 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等中間サーバー等における期間別符号の取得等	事前	
令和5年6月26日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年6月26日	しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年5月20日時点	令和5年5月26日時点	事後	
令和5年6月26日	しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年5月20日時点	令和5年5月26日時点	事後	